

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について(日本ビーンズ株式会社)

農林水産省は、日本ビーンズ株式会社(法人番号:3070001034087)から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

日本ビーンズ株式会社は、平成29年12月に相模屋食料株式会社(法人番号:5070001001366)の完全子会社となったことに伴い、今般、工場の老朽化した設備の廃棄を行うとともに、新たに設備投資を行い、最新の設備を導入することにより、生産体制の強化・効率化を図ります。これにより、年間の国産大豆の調達量を倍増させ、付加価値の高い商品の生産へ転換し、生産者の販売機会の拡大及び消費者ニーズに応える商品の生産を目指します。

2. 事業再編計画の認定

日本ビーンズ株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、設備投資に対する減価償却の特例を受けることが可能になります。

(参考) 農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：平成30年4月9日～終了時期：平成33年2月28日

4. 申請者の概要

名称：日本ビーンズ株式会社
資本金：1,000万円
代表者：代表取締役社長 鳥越淳司
本社所在地：東京都中央区日本橋小網町17番2号

< 添付資料 >

[日本ビーンズ株式会社の事業再編計画の概要\(PDF：150KB\)](#)

[認定事業再編計画の認定内容\(PDF：139KB\)](#)

【お問合せ先】

食料産業局食品製造課

担当者：佐藤、坂本

代表：03-3502-8111（内線4111）

ダイヤルイン：03-6744-0480

FAX：03-3502-5336

日本ビーンズ株式会社の事業再編計画の概要

日本ビーンズ株式会社は、平成29年12月に豆腐業界で売上規模第1位の相模屋食料株式会社の完全子会社となったことに伴い、今般、**工場の老朽化した設備の廃棄を行うとともに、新たに設備投資を行い、最新の設備を導入することにより、生産体制の強化・効率化を図ります。**

これにより、**年間の国産大豆の調達量を倍増させ、付加価値の高い商品の生産へ転換し、生産者の販売機会の拡大及び消費者ニーズに応える商品の生産を目指します。**

事業再編の概要

【事業構造の変更】

- ・**工場設備の一部廃棄**
(廃棄設備)
油揚げ製造ライン
豆腐製造ライン



【事業方式の変更】

- ・設備の改良、ラインの増設、機械の新調
→**設備の高度利用を進め、生産体制の強化・効率化を図る**
- ・不採算商品の刷新
→**付加価値が高く、採算性の高い商品の生産への転換を図る。**

【支援措置】税制特例(割増償却)

年間の国産大豆の調達量を倍増、大豆生産者との契約取引を進める
⇒販売機会の拡大、生産者の経営安定・発展に寄与

事業再編計画の主な内容

【農産物流通等の合理化】

- 生産体制の強化・効率化を進め、**年間の国産大豆の調達量を倍増させるとともに、大豆生産者との契約取引を進めることにより、生産者の販売機会の拡大、生産者の経営安定・発展に寄与**

【生産性の向上】

- **有形固定資産回転率を250%向上させる**

【計画の実施時期】 平成30年4月9日～平成33年2月28日

【労務に関する事項】 事業再編に伴う従業員の解雇等はない

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成30年4月6日

2. 認定事業再編事業者名

日本ビーンズ株式会社（以下「日本ビーンズ」という。）

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

首都圏を中心に豆腐・油揚げ等大豆加工品を製造販売する日本ビーンズは、平成29年12月に相模屋食料株式会社（以下「相模屋食料」という。）の完全子会社として傘下に入り、経営事業の再編を進めている。今回の事業再編計画では、国産大豆を活用したより付加価値の高い豆腐製品の生産体制の強化・効率化及び製販物流の合理化を図ることにより、相模屋食料と一体となって、国産大豆の安定的かつ効率的な取引と消費者ニーズに応える商品の生産及び安定供給を実現する。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

日本ビーンズ工場の老朽化した製造機械設備を廃棄するとともに、新たに設備投資を行い、最新の設備を導入することにより、生産体制の強化・効率化を図り、1日当たりの生産能力を平成29年度の178,500丁から平成32年度には日産637,500丁へ3.6倍に増加させる。これに伴い、年間の国産大豆の調達量を平成29年度の1,000トンから平成32年度には2,000トンへ倍増させるとともに、大豆生産者との契約取引を進めることにより、生産者の販売機会の拡大、生産者の経営安定・発展に寄与することを目指す。

② 生産性の向上を示す数値目標

平成32年度には平成29年度に比べて、有形固定資産回転率を250%向上させることを目標とする。

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

平成32年度において有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を上回る予定。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

飲食料品の製造事業（豆腐・油揚げ等製造業）

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

日本ビーンズ工場の設備の一部廃棄

（事業の方式の変更）

日本ビーンズ工場における設備の改修工事・ラインの増設、機械の新調等を行い、設備の高度利用を進め、生産体制の強化・効率化を図る。併せて採算の合わない商品の生産の見直し、付加価値が高く採算性の高い商品の生産への転換を図る。

(2) 事業再編を行う場所の住所

群馬県伊勢崎市北千木町1435

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし。

(4)事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期
開始時期：平成30年4月9日～終了時期：平成33年2月28日

6. 事業再編に伴う労務に関する事項
事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に係る競争に関する事項
該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第 1 条第 1 項の要件			
	十一 保有する設備の相当 程度の廃棄	廃棄する設備とその内容： 日本ビーンズ工場（群馬県伊勢崎市北千 木町1435）の設備の一部廃棄 帳簿価額：108百万円 廃棄期日：平成30年 4 月27日 廃棄比率：約 45%	—
法第 2 条第 5 項第 2 号の要件			
	農産物に係る新たな生産若 しくは販売の方式の導入又 は設備等その他の経営資源 の高度な利用による農産物 の生産又は販売の効率化	日本ビーンズ工場における設備の改修工事 ・ラインの増設、機械の新調等を行い、設 備の高度利用を進め、生産体制の強化・効 率化を図る。併せて採算の合わない商品の 生産の見直し、付加価値が高く採算性の高 い商品の生産への転換を図る。	租税特別措置法第 68 条の 33（事業再編促 進機械等の割増償 却）